第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第十一項中「手数料の額（電子情報処理組織により」を「手数料の額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に、「定める額（電子情報処理組織により」を「定める額（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第十三項中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第十五項中「定める額（電子情報処理組織により」を「定める額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に、「手数料の額（電子情報処理組織により」を「手数料の額（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第十六項中「はつて」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第二十七条　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「はつて」を「貼つて」に改め、ただし書を削る。

第三十七条中「はつて」を「貼つて」に改め、ただし書を削る。

（特殊貨物船舶運送規則の一部改正）

第二十八条　特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に改め、「（以下この条において「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第七項中「三百トン以下の場合には二万五千五百円（電子情報処理組織により」を「三百トン以下の場合には二万五千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に、「三百トンを超える場合には二万五千五百円（電子情報処理組織により」を「三百トンを超える場合には二万五千五百円（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第八項中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第九項中「はつて」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第二十九条　海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。次号において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に改め、「（以下この条において「電子情報処理組織により」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。

（ダム使用権登録令施行規則の一部改正）

第三十条　ダム使用権登録令施行規則（昭和四十二年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「はつて」を「貼つて」に改め、ただし書を削る。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第三十一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。以下この項、次項及び第四十条第一項において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に改め、「（以下「電子情報処理組織により」という。）」を削り、「電子情報処理組織により確認」を「同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して確認」に改め、同条第二項中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第三項中「はつて」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。

第四十条第一項中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第四項中「はつて」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。

（旅行業法施行規則の一部改正）

第三十二条　旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「はつて」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。

第五十六条第一項中「はつて」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。

（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第三十三条　船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項の表第一号イ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に改め、「（以下この条において「電子情報処理組織により」という。）」を削り、「電子情報処理組織により認定」を「同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定」に改め、同表同号ロ中「電子情報処理組織を使用して」に改め、同表第二号イ中「四十万七千四百円（電子情報処理組織により」を「四十万七千四百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に、「十一万千円（電子情報処理組織により」を「十一万千円（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同表同号ロ及び同表第三号から第五号までの規定中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同表第六号イ中「十三万七千二百円（電子情報処理組織により」を「十三万七千二百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に、「三万七千八百円（電子情報処理組織により」を「三万七千八百円（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同表同号ロ及び同表第七号中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第三項中「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同項ただし書を削る。

（船舶等型式承認規則の一部改正）

第三十四条　船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に改め、「（以下この条において「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第四項及び第五項中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第六項中「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同項ただし書を削る。

（船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正）

第三十五条　船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「はつて」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。